

共済だより

KYOSAI

平成31年4月発行 No.201



『福井県年縞博物館（上）、縄文博物館（下）』（若狭町）

主な内容

新規採用職員の皆様へ	2
平成31年度事業計画及び予算が成立	3
短期財源率は据え置き!介護財源率は引き上げ!	6
医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”	7
年に1度は、特定健診を受診しましょう!	9
退職等年金給付に係る通知書を送付します	10
平成31年度の年金額改定について	11
被扶養者の異動手続きをお願いします	12
リフレッシュ施設利用助成券をご活用ください!	15
家庭用常備薬を特価にて斡旋します!	16
貸付事業からのお知らせ	17
貯金事業からのお知らせ	18

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

新規採用職員の皆様へ

共済組合が皆様の生活をサポートします

地方公務員の共済制度は、相互救済によって組合員及びその家族が安心して生活を送れるようにするための制度です。市町村等の職員となられた皆様は、その日から共済組合の組合員となり、共済組合から「組合員証（保険証）」が交付されます。

共済組合は皆様からの掛金等により運営されています

共済組合の事業運営資金は、組合員の皆様の給料・賞与からの「掛金」と地方公共団体からの「負担金」で賄われています。

事業運営資金は、医療給付や年金給付などの財源となっています。



共済組合はこんな事業をしています

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行っています。(担当：健康管理課)

長期給付事業

組合員の退職、障害または死亡に対して年金等の給付、年金相談などを行っています。(担当：年金課)

福祉事業

《保健事業》

組合員の健康保持、増進のため、人間ドックや各種健診の助成、家庭用常備薬等の斡旋、宿泊施設利用助成等を行っています。(P14参照) (担当：健康管理課)

《貯金事業》

組合員からお預かりした貯金を安全第一に運用し、ご加入の皆様へその利息収入の還元を行っています。(P18参照) (担当：総務企画課)

《貸付事業》

組合員の住宅取得、自動車等の物品購入や結婚等の資金の貸付けを行っています。(P17参照) (担当：総務企画課)

《宿泊事業》

あわら温泉にございます、宿泊施設『越路』の運営を行っています。(担当：越路)



詳しい内容はホームページで
ご確認ください

URL : <http://www.fukui-kyosai.jp/>

第 155 回 組 合 会

平成31年度事業計画及び予算が成立

第155回組合会は3月5日に福井県自治会館で開催され、定款の一部変更（案）、平成31年度事業計画及び予算（案）の2議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。予算案（等）の詳細については、後のページで説明させていただきます。



第155回組合会で議決された事項

- 議案第1号 定款の一部変更（案）について
 議案第2号 平成31年度事業計画及び予算（案）について

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越 路	0776-77-3151

組合の状況

(平成31年2月28日現在)

組 合 員 数	9,353 人
(男)	5,302 人
(女)	4,051 人
任意継続組合員数	88 人
被 扶 養 者 数	7,564 人
平均標準報酬月額 (短 期)	361,531 円
(厚 年)	354,466 円
(退 年)	354,771 円

平成31年度事業計画及び予算の概要

総括事項

1 地方公共団体等の数

市	町	一部事務組合等	計
9	8	22	39

2 組合員数・被扶養者数・標準報酬の月額・標準期末手当等の額（年度末）

（単位：人、円）

組合員種別	組合員数	被扶養者数	標準報酬の月額（平均）		標準期末手当等の額（平均）	
			長期	短期・福祉	長期	短期・福祉
一般組合員	8,251	5,828	345,215	354,462	1,398,814	1,400,481
うち特別職	41	20	588,537	647,317	2,471,512	2,567,976
市町村長組合員	16	15	620,000	853,125	2,976,688	3,479,875
特定消防組合員	1,114	1,649	355,104	355,104	1,407,100	1,407,100
長期組合員	1	—	620,000	680,000	1,346,000	1,346,000
市町村長長期組合員	1	—	620,000	750,000	3,000,000	3,015,000
小計	9,383	7,492	346,916	355,466	1,402,654	1,404,978
任意継続組合員	67	27	—	340,000	—	—
合計	9,450	7,519	346,916	355,356	1,402,654	1,404,978

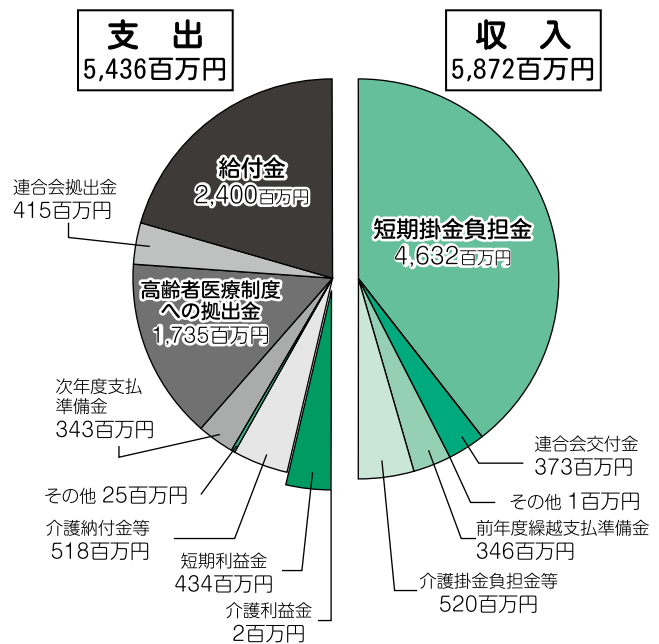
短期経理

この経理は、主に組合員及び被扶養者の医療給付や高齢者医療制度への拠出金等を支出します。また、介護保険制度に係る納付金もこの経理で賄っています。

主な収入は、組合員の皆様からの掛金や所属所からの負担金です。短期の支出においては、高齢者医療制度への拠出金等が減額となり、収支の結果約4億3千万円の当期利益金が生じる見込みで、財源率は据え置くこととしました。

介護においては、介護納付金の計算方法が保険者の報酬総額に比例する総報酬割に移行している影響等から納付金額が増え、掛金・負担金合わせて財源率を2.2/1000引き上げ15/1000とすることとしました。

組合員の皆様には、今後も短期財政の安定的な運営のため、適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な利用、保健事業の有効的な活用により健康を維持していただくなど、医療費の抑制にご協力くださいますようお願いいたします。



厚生年金保険経理

一元化後の報酬比例部分（いわゆる2階部分）等の給付に係る組合員保険料、負担金及び基礎年金拠出金、追加費用（2階部分）の取引について経理します。

平成31年度は、組合員保険料46億7,497万円、負担金73億2,513万円を、そのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった旧職域年金相当部分（いわゆる3階部分）に代わる新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金の取引について経理します。

また、この経理の保険料には、一元化後に決定される公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用が含まれています。

平成31年度は、掛金・負担金合わせて7億6,835万円をそのまま全国連合会へ支出します。

経過的長期経理

一元化前に決定された公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用負担と追加費用（3階部分）等の取引について経理します。地方公共団体の負担金のみで組合員の掛金はありません。

平成31年度は、負担金5,915万円をそのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金預託金管理経理

昨年度、全国連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための退職等年金預託金管理経理が新設されました。

平成31年度は、預託金により発生する支払利息369万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

経過的長期預託金管理経理

昨年度から、貸付経理への貸付金は退職等年金預託金管理経理で受け入れることとなりましたが、平成31年7月までの間は、経過的長期預託金管理経理からの借り入れも併用できることとなっています。

当組合でも7月までは、貸付経理への貸付資金を受け入れることと、縁故地方債の引き受けを行い、8月からは縁故地方債の引き受けを行います。

平成31年度は、預託金により発生する支払利息67万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

業務経理

この経理は、主に短期給付や長期給付等の事業を行うために必要な人件費及び事務費等を負担します。

主な収入は、地方公共団体からの負担金（組合員1人当たり年額12,270円）、短期経理からの繰入金（組合員1人当たり年額2,370円）及び全国連合会からの交付金（組合員1人当たり年額4,925円）です。

組合員1人当たりの負担金等の年額が昨年度に比べ減額されていますが、支出要因である全国連合会への分担金等も減額されています。

結果前年度に比べ利益剰余金は増額しましたが、今後も財政状況は厳しく、引き続き経費削減に努めてまいります。

保健経理

この経理は、短期給付の補完的役割として医療費増高対策に関連する事業を行う経理です。

第二期データヘルス計画に基づき、健康管理事業として人間ドックの利用助成や生活習慣病予防検診助成、がん検診助成事業、また、健康管理担当者研修会などの講座開催のほか、特定健康診査、特定保健指導も行っていきます。

保健事業の詳細は、14ページの平成31年度保健事業一覧表を参照してください。

収支見込 (単位：千円)

収 入		負 担 金 ・ 掛 金	223,603
		そ の 他	3,559
		計	227,162
支 出	厚 生 費	保 健 ・ 講 座 ・ 広 報 関 係	96,784
		保 養 関 係	68,410
		そ の 他	879
	厚 生 費 計		166,073
	特 定 健 診 ・ 特 定 保 健 指 導		16,272
	職 員 給 与 ・ 事 務 費 等		24,048
	宿 泊 経 理 へ 繰 入		20,000
		計	226,393
差 引 今 年 度 損 益 金			769

宿泊経理

この経理では、組合員とご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

今年度は、大浴場の改修工事や、全客室へのWi-Fi導入工事を予定しております。

組合員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、これからも皆様にますます愛される施設となるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成31年度の営業予定日、ご利用料金等は折り込みのチラシをご覧ください。

収支見込 (単位：千円)

収 入		施 設 収 入	218,981
		商 品 売 上	7,140
		保 健 経 理 予 り 繰 入	20,000
		そ の 他	5,500
		計	251,621
支 出	職 員 給 与 ・ 賃 金		89,532
	飲 食 材 料 費		42,729
	光 熱 水 料 ・ 燃 料 費		23,772
	事 業 用 消 耗 品 費		7,600
	商 品 仕 入		5,393
	減 価 償 却 費		26,343
		そ の 他	55,660
		計	251,029
差 引 今 年 度 損 益 金			592

貯金経理

組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、皆様の財産作りを支援する事業を行う経理です。平成31年度の組合員貯金利率は、前年度に引き続き年1.0%を維持します。現在、金融市場は厳しい環境にありますが、本年度においても、資金運用は法令の定めに基づき、信用力（格付）の高い債券等で安定的かつ効率的な運用に努めていきます。

項 目	事業計画額
貯 金 額	37,797,821千円
貯 金 者 数	8,127人
貯金者1人当たり貯金額	4,651千円
組合員加入率	86.0%
支 払 利 率	年 1.0%

貸付経理

住宅の新築・改修資金、自動車等の物品の購入資金、冠婚葬祭やお子様の入学・修学のための資金など、組合員の皆様の必要な資金の貸付けを行います。

貸付利率は、平成30年1月1日から、地方公務員等共済組合連合会が定める退職等年金給付の算定の基礎となる基準利率の区分に応じて、総務大臣が定める率とされました。

平成30年10月から平成31年9月まで適用される基準利率は0.06%であり、貸付利率は貸付利率一覧表のとおりとなります。

■事業計画

貸付種類	事業計画額	事業計画件数
普通貸付	243,029千円	187件
住宅貸付等	307,386千円	122件
特別貸付 (結婚・入学・修学等)	133,602千円	94件
合 計	684,017千円	403件

■貸付利率一覧表

貸付種類	年利
普通・住宅・特別貸付	1.26%
災 害 貸 付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%

短期財源率は据え置き！介護財源率は引き上げ！

4月から 介護財源率（掛金・負担金） $2.2/1000$ の引き上げ

平成31年度 短期・介護財源率

区分	掛金		負担金	
	短期	介護	短期	介護
組合員	44.00	7.50	44.00	7.50
75歳以上の組合員	3.16		3.16	

※単位：％。介護は、40歳以上65歳未満の組合員に適用

短期財政については、高齢者医療制度への納付金が減額となった影響などから、約4億3千万円の当期利益金となる見込みです。

しかしながら、高齢者医療制度への納付金は乱高下が続いており、また、少子高齢化の影響により高齢者の医療費は今後増大することが予想されますので、短期財源率は据え置き、今後の支出に備えることとしました。

また、介護財源率については、介護納付金が増額し、従前の財源率では介護納付金の支払に支障をきたすことから、やむを得ず引き上げることとしました。

今後も組合員一人お一人が健康維持増進にご留意いただき、医療費の抑制にご協力ください。よろしくお願いいたします。

平成31年度 任意継続掛金について

任意継続掛金は、「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額（31年度は360,000円）」を比較し、いずれか低い額に短期分及び介護分の掛金率を乗じて算出します。なお、平成31年4月からの任意継続掛金の最高限度額（月額）は次のとおりとなります。

任意継続掛金
最高限度額
(月額)

<短期分>	31,680円	(360,000円×88.0/1000)
<介護分>	5,400円	(360,000円×15.0/1000)
<合計>	37,080円	

(注) 40歳未満及び65歳以上の方は短期分のみ納付となります。

任意継続組合員の資格を取得された方へ

～被扶養者資格の取消・更新手続きが必要な場合があります～

在職中にご家族が被扶養者として認定されていた組合員の方が任意継続組合員の資格を取得された場合、主たる生計維持者の変更や生計状況の変更を理由とした被扶養者資格の取消・更新手続きが必要となる場合があります。

例：①在職中は子供が組合員の被扶養者として認定されており、配偶者が健康保険加入で勤務している場合（主たる生計維持者の変更）

②任意継続組合員本人は退職により無職・無収入となったが、被扶養者として認定していた子供にアルバイト収入がある場合（生計状況の変更） など

上記事例はごく一部の事例であり、実際には個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくは共済組合までお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”

◎ 負担割合

組合員証を使用して医療機関等で診療を受けた際、医療費（保険診療分）に対し会計窓口で支払う一部負担金（組合員）・自己負担金（被扶養者）の負担割合は次のとおりです。

	組合員・被扶養者の負担割合 (一部負担金) (自己負担金)	共済組合の負担割合
組合員	医療費の3割	医療費の7割
被扶養者	医療費の3割 (小学校就学前 2割)	医療費の7割 (小学校就学前 8割)
高齢受給者(70~74歳)の 組合員及び被扶養者	医療費の2割 (現役並み所得者(※1) 3割)	医療費の8割 (現役並み所得者 7割)

※1 「現役並み所得者」とは、標準報酬の月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

◎ 高額療養費制度の自己負担限度額

上記により負担する一部負担金や自己負担金にも、年齢や組合員の所得に応じて自己負担限度額が設けられ、上記による負担額が自己負担限度額を上回った場合には、**その差額が高額療養費**として共済組合より支給されます。

70歳未満の人	自己負担限度額	多数該当(※2)
ア 標準報酬の月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 標準報酬の月額 530,000円以上790,000円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 標準報酬の月額 280,000円以上500,000円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 標準報酬の月額 260,000円以下	57,600円	44,400円
オ 低所得者 (市町村民税非課税)(※3)	35,400円	24,600円

※2 「多数該当」の額とは、過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の、4回目以降の高額療養費の支給に該当の場合の自己負担限度額です。

※3 「区分ア」又は「区分イ」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても「区分ア」又は「区分イ」の適用となります。

70歳以上の人	自己負担限度額	
	外来のみ (個人ごと)	外来 + 入院(世帯単位(※4))
標準報酬の月額 830,000円以上		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円)
標準報酬の月額 530,000円以上790,000円以下		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円)
標準報酬の月額 280,000円以上500,000円以下		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)
一般所得者	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当44,400円)
低所得者 (市町村民税非課税)(※5)	8,000円	24,600円 又は 15,000円

※4 「世帯単位」とは、共済組合にあっては、組合員とその被扶養者で構成される、医療保険上の世帯をいいます。

※5 70歳以上の現役並み所得者（標準報酬の月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者）の市町村民税が非課税であっても低所得者には該当しません。

出産された方・育児休業された方・お父さんも…!

申請してください!!

~~~~ 共済組合に申し出ることにより  
標準報酬月額が改定されます ~~~~



### 育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る3歳に満たない子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬月額を改定することができます。

職場復帰後に「育児短時間勤務」や「育児部分休業」を取得して報酬が低下したときはもちろん、時間外勤務手当や通勤手当の減少などの理由で報酬が低下したときも対象となります。

また、復職に伴う昇給等により報酬が増加した場合も改定の対象となります。

### 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬月額を改定することができます。(ただし、引き続き「育児休業」を取得した場合を除きます。)

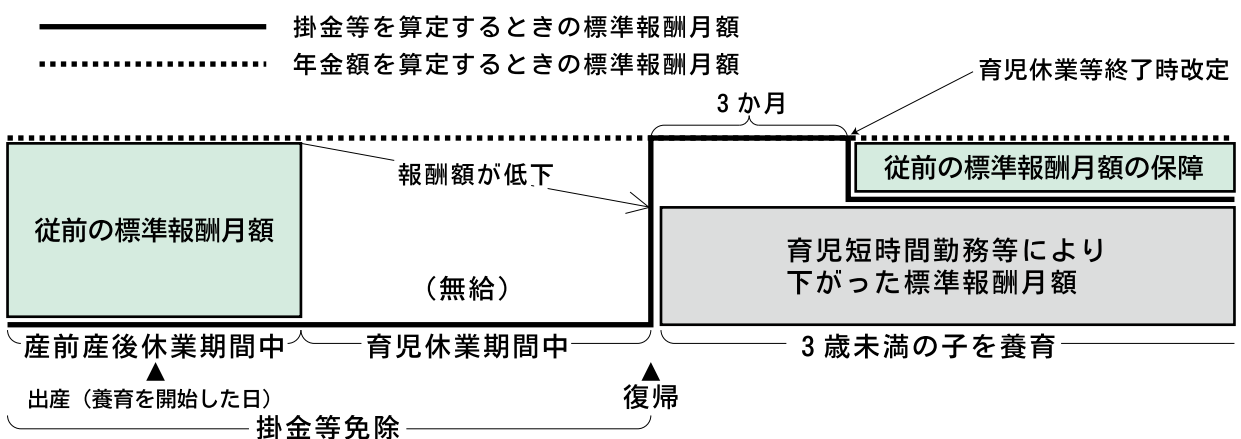
改定の対象は、育児休業等終了時改定と同様です。

### 3歳に満たない子を養育している期間の特例（養育特例）

3歳に満たない子を養育している組合員（**父母どちらも対象**）の標準報酬月額が、上記2つの改定などにより、養育を開始した日以前の標準報酬月額（従前の標準報酬月額）を下回る場合、共済組合に申し出ることにより、将来、厚生年金保険給付や退職等年金給付の額を計算する際に、従前の標準報酬月額で計算されます。（「育児短時間勤務」などにより、標準報酬月額が低額になることで将来の年金給付に影響が出るのを避けるための特例措置ですが、**養育している期間中であれば、標準報酬月額が下がる理由を問わず、特例が適用されます。**）

ただし、掛金等については実際の標準報酬月額に対して徴収されることから、短期給付については、実際の標準報酬月額を基に算定されます。

#### ★養育特例のイメージ



※ 上記いずれも、組合員の方からの申出書の提出が必要になります。  
各種手続きにつきましては、各所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

# 年に1度は、健康診断を受けましょう！

被扶養者の方、任意継続組合員の方は、**特定健診**を受けてください。

組合員の方は、被扶養者の方に**特定健診**の受診をお勧めください。

## あなたと、あなたのご家族のために…

共済組合では、40歳以上74歳以下の方を対象に特定健康診査（特定健診）を実施しています。

特定健診の対象となる被扶養者および任意継続組合員の方に、4月末頃に自宅あて受診券を郵送します。

受診方法や受診会場等の詳細については、受診券に同封する「特定健康診査のご案内」をご確認ください。



早期に受診していただいた方

★ 10月末までに**特定健診を受診された方には、お得なクーポン券を進呈！**

※ 受診後、受診日を記載した申込書の送付が必要です。

パートなどお勤めの方

★ お勤め先での**健康診断の結果票を提出いただいた方には、粗品を進呈！**

※ 9月末までの受診であれば前年度の結果票でも結構です。クーポン券の対象にもなります。

詳しくは、受診券に同封する「クーポン券進呈ご案内のチラシ（＝申込書）」をご確認ください。



4月末ごろ。  
ご自宅あて。  
青い大きな封筒。

主な送付物

- ・ 受診券
- ・ 特定健康診査のご案内
- ・ クーポン券の申込書
- ・ 返信用封筒

など

捨てないで！

大手量販店をはじめ、たくさんの企業が協賛している、とってもお得なクーポン券なんだって～  
早めに受診しなきゃね！



お母さんには、家族のためにも、元気でいてほしいからね。  
ちゃんと健診に行ってね。

## 特定健診とは…

生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健診です。

自覚症状が少ない生活習慣病を早期に発見することができ、早い段階で改善することができます。

※在職中の組合員の方は、所属所が行う定期健康診断や人間ドックを受けることにより、特定健診を受けたものとみなされます。

<お問合せ先 健康管理課>

## 退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します

～ 平成30年4月から平成31年3月までの「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせします ～

この退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この原資となる額を「給付算定基礎額」といい、この額を基に退職等年金給付を受給することになります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度にあなたが積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。通知書は圧着ハガキ形式で**5月下旬頃（予定）**に**全国市町村職員共済組合連合会**から**自宅宛郵送**させていただきます。

その他、給付算定基礎額残高通知書に係る詳細につきましては、全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

**全国市町村職員共済組合連合会**

<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

### 【 給付算定基礎額残高通知書に表示されている各項目の見方 】

| 給付算定基礎額残高通知書                   |                         |                   |             |              |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------|--------------|
| (30年4月～31年3月)                  |                         |                   |             |              |
| 〇〇 〇〇 様 (86250000000000) 単位:円  |                         |                   |             |              |
| (入金)期月                         | 標準報酬月額                  | 付与額               | 利息          | 給付算定基礎額残高    |
|                                | ①                       | ②                 | ③           | ④ 150,899    |
| 4月                             | 410,000                 | 6,150             | 0           | 157,049      |
| 5月                             | 410,000                 | 6,150             | 0           | 163,199      |
| 6月                             | 1,247,000               | 18,705            | 0           | 181,904      |
| 7月                             | 410,000                 | 6,150             | 0           | 188,054      |
| 8月                             | 410,000                 | 6,150             | 0           | 194,204      |
| 9月                             | 410,000                 | 6,150             | 0           | 200,354      |
| 10月                            | 410,000                 | 6,150             | 10          | 206,514      |
| 11月                            | 410,000                 | 6,150             | 10          | 212,674      |
| 12月                            | 1,339,000               | 20,085            | 11          | 232,770      |
| 1月                             | 410,000                 | 6,150             | 11          | 238,931      |
| 2月                             | 410,000                 | 6,150             | 12          | 245,093      |
| 3月                             | 410,000                 | 6,150             | 12          | 251,255      |
| ※「標準報酬月額」には同月に受けた期末手当等の額を含みます。 |                         |                   |             |              |
|                                |                         | 給付算定基礎額残高         | 有期退職年金算定基礎額 | 終身退職年金算定基礎額  |
| ⑤                              | 前 回 通 知                 | 150,899           |             |              |
| ⑥                              | 付 与 額 累 計               | 100,290           |             |              |
| ⑦                              | 利 息 額                   | 66                |             |              |
| ⑧                              | 今 回 通 知                 | 251,255           |             |              |
|                                | 給付算定基礎額等合計              | 251,255           |             |              |
| ⑨                              | 年 金 払 い 退 職 給 付 加 入 期 間 | 3年 6月             |             |              |
| ⑩                              | 付 与 率                   | 平成30年 4月～平成30年 9月 | 1.500 %     |              |
|                                |                         | 平成30年10月～平成31年 3月 | 1.500 %     |              |
| ⑪                              | 基 準 利 率 (年 率)           | 平成30年 4月～平成30年 9月 | 0.000 %     |              |
|                                |                         | 平成30年10月～平成31年 3月 | 0.060 %     |              |
| 基礎年金番号                         |                         | 1234567890        | 作成日         | 平成 31年 5月 1日 |

#### ①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。

#### ②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

#### ③利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率（1か月単位に換算した率）を乗じた額です。

#### ④給付算定基礎額残高

付与額及び利息の合計額です。

#### ⑤前回通知

平成30年3月までの給付算定基礎額等の合計です。

#### ⑥付与額累計

各月の付与額を累計した額です。

#### ⑦利息額

各月の利息を累計した額です。

#### ⑧今回通知

平成31年3月末における付与額と利息を累計した額です。

#### ⑨年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以後の組合員期間の年月数です。

#### ⑩付与率（掛金率・負担金率の合計）

付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。

#### ⑪基準利率

利息を求めめるための率です。

\* 上記通知書にお示した数値及びレイアウトは、あくまでも説明のための例であり、実際と異なる場合がございます。



## 平成31年度の年金額改定について

### ～年金額は昨年度から0.1%のプラス改定～

総務省から「平成30年平均の全国消費者物価指数」が公表されました。

平成31年度の年金額の改定は、年金額に用いる物価変動率（1.0%）が名目手取り賃金変動率（0.6%）よりも高いため、法律の規定により、名目手取り賃金変動率を用います。

さらに平成31年度は、マクロ経済スライドによる平成31年度のスライド調整率と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分が乗じられることになり、改定率は0.1%となります。



60歳台後半からの  
在職老齢年金に係る支給停止調整額が  
46万円→47万円に改定されました

老齢厚生（退職共済）年金や障害厚生（障害共済）年金を受給されている方が、市町役場に再任用や民間会社等に再就職し、厚生年金や日本私立学校振興・共済事業団の被保険者等となった場合、また、国会議員や地方議会議員になった場合、その被保険者期間中は、年金の一部が停止になります。

平成31年4月より支給停止調整額が、46万円から47万円に引き上げられました。

65歳からの在職老齢年金の支給停止額については、下記の式により求められます。

$$\text{支給停止額（年額）} = \left[ \begin{array}{l} \text{基本月額} \\ \text{（職域部分を除いた年金月額）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{基準収入月額相当額} \\ \text{（報酬・給与月額} \\ \text{+年間賞与・期末手当額} \div 12 \end{array} - \begin{array}{l} \text{支給停止調整額} \\ \text{※（47万円）} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} \times 12$$

※60歳から64歳については、従来どおり28万円に変更はありません。

<お問合せ先 年金課>

### 表紙説明



平成30年9月、若狭三方縄文博物館の隣に福井県年縞博物館がオープンしました。三方五湖の一つ水月湖の底には、世界に類のない7万年以上の年縞があり、年縞博物館では45mもの実物の年縞を展示しています。

縄文博物館は、三方五湖周辺に多数ある縄文遺跡を紹介し、縄文時代の生活から現代を見つめ直し、未来に継承しています。

共通入館券がありますので、ご利用の上、是非ご来館ください。

## 卒業・進学・就職・退職

## 被扶養者の異動手続きをお願いします

春は、卒業・進学・就職・退職の時期です。

被扶養者に次のような異動などがあつたときは、手続きが必要になります。

被扶養者認定更新が必要な方、新たに認定依頼をされる方や認定取消が必要となる方は手続きをお願いします。

手続きの詳細は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

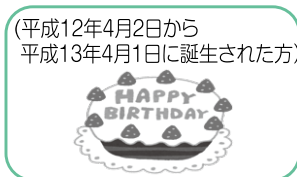
## 取消手続きが必要となる方



就職した方



年間収入が認定基準額を超える方  
又は超える見込みとなった方



平成30年度中に18歳に到達された方

## 更新手続きが必要となる方

組合員被扶養者証

有効期限  
平成31年3月31日

「組合員被扶養者証」に記載されている有効期限が到来した方

## 18歳以上60歳未満の方に係る被扶養者認定について

## ●稼働できる状態にある方は、原則、被扶養者認定の対象となりません。

18歳以上60歳未満の稼働できる状態にある方（健康で働ける状態にある方）については、社会通念上、社会人としての責任において自立する又は自立に向けて準備しなければならないと考えられています。

したがって、被扶養者認定基準である年間収入が130万円以上（障害を事由とする年金受給者にあつては180万円以上）の有無だけが、被扶養者認定の基準となるものではなく、「組合員が扶養しなければならない事情」及び「生計を維持している事実」を具体的に調査確認のうえ扶養状態にあると共済組合が認めた場合に限り、被扶養者として認定しています。

## ●稼働できる状態にない方は、被扶養者認定の対象となります。

○病気やケガにより就労できない方等（学生の方が休学された場合は、更新手続きが必要です。）

○学校教育法第1条に規定する学校の学生である方等

ただし、定時制・通信制・夜間課程の学生や各種資格取得講座等の受講生については、就業者を対象とした学校等であることから、**稼働できる状態にある方**として扱います。

なお、稼働できる状態にない方でも、被扶養者認定基準である年間収入が130万円以上（障害を事由とする年金受給者にあつては180万円以上）ある場合には被扶養者認定ができません。

## 被扶養者認定基準における年間収入とは

被扶養者認定における年間収入とは、所得税法による暦年所得ではなく、被扶養者認定を受けようとする時点から先1年間の恒常的収入（パート等の給与収入・年金収入（遺族年金・障害年金を含む）・事業収入等）の総額をいいます。（一時的な収入は含みません。）

## 手続きの際は、ご注意ください。

- ・被扶養者の取消手続きについては、事実が発生しましたら速やかに手続きしてください。
- ・被扶養者認定の取消手続きが遅れた場合は、取消事実が発生した日まで遡って取消となり、その間に医療機関等で受診した医療費の保険診療分については返還していただくことになります。
- ・被扶養者の更新又は取消手続きの際は、「組合員被扶養者証」を必ず返還してください。

<お問合せ先 健康管理課>

# 被扶養者の認定取消について

被扶養者認定の取り扱い基準については、『共済だより』でその都度ご案内しておりますが、今回は義父母の認定取消をQ&A形式にしてみました。

また、当組合のホームページにも被扶養者認定に係る取扱基準を掲載していますので、扶養申請手続きの参考にしてください。

Q

配偶者の60歳以上の母（義母）について、義父は亡くなっており、収入は年金収入のみであり年間138万円程度となっています。

組合員である私と養子縁組を行っておらず別居していますが、義母に対して、他に援助している兄弟はいないため、毎月10万円送金しています。被扶養者として認定できますか？

A

義父母については、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の公的年金受給者又は障害を支給事由とする年金受給者は180万円未満）を満たしていることが収入要件となっております。また、3親等内の親族ではないため、同一世帯に属しており、「主として組合員の収入により生計を維持している者」に該当していることが被扶養者認定の要件となります。

上記の事例においては、収入要件については満たしており、他の援助者もいませんが、別居していることから同一世帯に属していないと判断され、被扶養者の要件を欠くこととなりますので、被扶養者認定外となります。

## 資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、**速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。**

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

## 資格喪失後の組合員証・組合員被扶養者証の取扱いには特に注意が必要です

### 注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、**全額返還していただくことになります**ので、十分に注意してください。

### 注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加えた健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証を病院の窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

### 注意その3

新たに加える健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「**保険証の変更手続き中**」であることを申し出て、指示に従ってください。



# 平成31年度 保健事業の概要

| 事業名                             | 内 容                                           | 対 象 者                                                                                                                                                                                               | 実施時期                                                                                                                                                                                 |                                                  |                                                                                |
|---------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 特定健康<br>指導                      | 特定健康診査                                        | 40歳以上74歳以下の被扶養者および任意継続組合員を対象に、特定健康診査の費用を負担します。                                                                                                                                                      | 4月～3月                                                                                                                                                                                |                                                  |                                                                                |
|                                 | 特定保健指導                                        | 組合員が受診する定期健康診断・人間ドックおよび上記健康診査において、その検査結果により、当組合が厚生労働省の基準に基づき選出した者を対象に、保健指導を行いその費用を負担します。                                                                                                            |                                                                                                                                                                                      |                                                  |                                                                                |
| 保<br>健<br>関<br>係                | 指定年齢者（年度中に40・45・50・55・58・60・65・70歳に達する組合員）優先） |                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                      |                                                  |                                                                                |
|                                 | 人間ドック<br>利用助成                                 | 2日人間ドック利用助成<br>指定年齢者<br>男性 ドック料金 (69,750円) のうち、42,750円を助成します。<br>女性 ドック料金 (71,350円) のうち、44,350円を助成します。<br>指定年齢者以外<br>男性 ドック料金 (69,750円) のうち、29,750円を助成します。<br>女性 ドック料金 (71,350円) のうち、31,350円を助成します。 | 個人負担金 27,000円<br>個人負担金 40,000円                                                                                                                                                       | 組合員 (45歳以上)<br>405人<br>(男性275人,女性130人)           |                                                                                |
|                                 |                                               | 1日人間ドック利用助成                                                                                                                                                                                         | 指定年齢者<br>男性 ドック料金 (46,200円) のうち、34,200円を助成します。<br>女性 ドック料金 (51,100円) のうち、39,100円を助成します。<br>指定年齢者以外<br>男性 ドック料金 (46,200円) のうち、26,200円を助成します。<br>女性 ドック料金 (51,100円) のうち、31,100円を助成します。 | 個人負担金 12,000円<br>個人負担金 20,000円                   | 組合員 (35歳以上)<br>1,160人<br>(男性650人,女性510人)                                       |
|                                 |                                               |                                                                                                                                                                                                     | 被扶養配偶者<br>男性 ドック料金 (46,200円) のうち、26,200円を助成します。<br>女性 ドック料金 (51,100円) のうち、31,100円を助成します。                                                                                             | 個人負担金 20,000円                                    | 被扶養配偶者<br>(35歳以上)<br>50人                                                       |
|                                 |                                               | 脳ドック利用助成                                                                                                                                                                                            | 指定年齢者<br>ドック料金 (35,350円) のうち、23,350円を助成します。<br>指定年齢者以外<br>ドック料金 (35,350円) のうち、15,350円を助成します。                                                                                         | 個人負担金 12,000円<br>個人負担金 20,000円                   | 組合員 (45歳以上)<br>645人                                                            |
|                                 | がん検診助成                                        |                                                                                                                                                                                                     | 胃がん検診助成<br>所屬所が胃がん検診を行った場合、その費用を助成します。<br>大腸がん検診助成<br>所屬所が大腸がん検診を行った場合、その費用を助成します。<br>前立腺がん検診助成<br>所屬所が前立腺がん検診を行った場合、その費用を助成します。                                                     | 1人当たり 1,500円<br>1人当たり 500円<br>1人当たり 1,000円       | 全組合員<br>(人間ドック受診者は除く)<br>全組合員<br>(人間ドック受診者は除く)<br>50歳以上の男性組合員<br>(人間ドック受診者は除く) |
|                                 | 婦人科検診<br>助成                                   | 乳がん検診助成<br>所屬所が乳がん検診を行った場合、その費用を助成します。<br>子宮がん検診助成<br>所屬所が子宮がん検診を行った場合、その費用を助成します。                                                                                                                  | 1人当たり 1,500円<br>1人当たり 1,000円                                                                                                                                                         | 女性組合員<br>(人間ドック受診者は除く)<br>女性組合員<br>(人間ドック受診者は除く) |                                                                                |
|                                 |                                               | 生活習慣病予防検診助成                                                                                                                                                                                         | 所屬所が行う法定健康診断に併せ、指定13項目を附加した場合にその費用を助成します。                                                                                                                                            | 13項目に対し<br>2,440円<br>(外税)                        | 全組合員<br>(人間ドック受診者は除く)                                                          |
|                                 | 歯科健診助成                                        | 福井県歯科医師会の協力歯科医院で歯科健診を受診した場合、その費用を助成します。                                                                                                                                                             | 歯科健診費用 全額                                                                                                                                                                            | 年度中に27・32・37・42・47・52・57・62歳に達する組合員              |                                                                                |
|                                 | 家庭用常備薬等斡旋                                     | 家庭用常備薬等の斡旋を行ないます。                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                      | 組合員およびその家族                                       |                                                                                |
| 電話・Eメール健康相談                     | 電話・Eメールによる心身の健康相談を行います。                       |                                                                                                                                                                                                     | 組合員およびその家族                                                                                                                                                                           |                                                  |                                                                                |
| 保<br>養<br>関<br>係                | 直営保養所利用助成<br>(※)<br>直営保養所利用助成<br>協定保養所利用助成    | 直営保養所「越路」を利用した場合、4,000円（嶺南所屬所 5,000円）助成します。<br>(ただし、繁忙期の宿泊については、3,500円（嶺南所屬所 4,500円）の助成とします。)<br>協定保養所を利用した場合、1,500円を助成します。                                                                         | 組合員およびその家族<br>組合員およびその家族                                                                                                                                                             |                                                  |                                                                                |
|                                 | リフレッシュ施設利用助成                                  | 契約施設（ゴルフ練習場・ボーリング場・バッティングセンター・スポーツ施設・アイススケート場・スキーリフト等）を利用した場合、組合員1人当たり3,000円限度で助成します。                                                                                                               | 組合員およびその家族                                                                                                                                                                           |                                                  |                                                                                |
|                                 | 長期勤続者宿泊優待                                     | 組合員期間20年以上の方が退職、または在職死亡した場合、直営保養所「越路」に宿泊優待いたします。（組合員+1名様または遺族+1名様）                                                                                                                                  | 該当組合員または遺族                                                                                                                                                                           |                                                  |                                                                                |
| 図<br>書<br>・<br>広<br>報<br>関<br>係 | 医療費通知                                         | 自己医療費および診療事実チェックのため、医療費通知を送付します。                                                                                                                                                                    | 該当組合員                                                                                                                                                                                |                                                  |                                                                                |
|                                 | ジェネリック医薬品差額通知                                 | 慢性疾患者を対象にジェネリック医薬品の差額通知を送付します。                                                                                                                                                                      | 該当組合員                                                                                                                                                                                |                                                  |                                                                                |
|                                 | 重症化予防受診勧奨通知                                   | 健診の結果、基準値以上で高リスクの組合員・被扶養者を対象に受診勧奨を行います。                                                                                                                                                             | 該当組合員                                                                                                                                                                                |                                                  |                                                                                |
| 講<br>座<br>関<br>係                | 保健衛生講座助成                                      | 所屬所が保健衛生講座を開催した場合に、参加組合員1人当たり500円を限度に助成します。                                                                                                                                                         | 開催した所屬所                                                                                                                                                                              |                                                  |                                                                                |
|                                 | 健康管理担当者研修会                                    | 健康管理担当者を対象とした研修を行います。                                                                                                                                                                               | 各所屬所健康管理担当者                                                                                                                                                                          |                                                  |                                                                                |
|                                 | ライフプランセミナー                                    | 組合員を対象にセミナーを開催します。                                                                                                                                                                                  | 組合員                                                                                                                                                                                  |                                                  |                                                                                |
| レセプト点検・審査                       | 全レセプトについて、専門機関において内容を審査します。                   | -                                                                                                                                                                                                   | 毎 月                                                                                                                                                                                  |                                                  |                                                                                |
| 公務災害・第三者行為求償                    | 外傷の原因が、公務災害および第三者行為ではないか調査を行います。              | 組合員・被扶養者                                                                                                                                                                                            | 発 生 時                                                                                                                                                                                |                                                  |                                                                                |

※ 直営保養所利用助成券の助成額が越路の期別料金に合わせて改定されました。  
繁忙期については、折込の平成31年度越路利用期別カレンダーをご確認下さい。

<お問合せ先 健康管理課>

# メタボ予防や運動不足解消に リフレッシュ施設利用助成券をご活用ください!



当組合では、健康づくり支援事業の一環として、組合員およびそのご家族が当組合の契約している施設を利用する場合、その利用料金の一部を助成しています。

ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティングセンター、スポーツジム等を備えた施設と契約しておりますので、メタボリックシンドローム予防や運動不足の解消にお役立てください。

なお、ご利用の際には、下記の点にご注意ください。

- 1 助成券は組合員1人あたり3,000円分(1枚500円の6枚綴り)です。
- 2 利用料金が**500円未満の場合、助成券は利用できません。**
- 3 **助成券は4月下旬に配布します。**有効期限は**2020年3月31日**までです。
- 4 助成券は、各施設共通の券となっております。契約施設については、助成券配布時に同封するチラシまたは当組合のホームページでもご確認いただけます。
- 5 助成券裏面の「使用上の注意」をよく読んでご利用ください。

## 共済組合契約リフレッシュ施設一覧表

| 施設名         |                    | 所在地             | 施設名                 |                         | 所在地      |
|-------------|--------------------|-----------------|---------------------|-------------------------|----------|
| ゴルフ練習場      | 印田ゴルフセンター          | 福井市             | ボウリング場              | スポーツプラザWAVE40           | 福井市      |
|             | 藤島ゴルフセンター          | 福井市             |                     | フクイレジャーランドワイプラザ店        | 福井市      |
|             | 福井グリーン倶楽部          | 福井市             |                     | 福井空港ボウル                 | 坂井市      |
|             | 北陸ゴルフ倶楽部           | 福井市             | スポーツ施設(ピシター利用の場合のみ) | ふくい健康の森<br>けんこうスポーツセンター | 福井市      |
|             | アコーディア・ガーデンフクイ     | 坂井市             |                     | 福井市東山健康運動公園             | 福井市      |
|             | 武生ゴルフガーデン          | 越前市             |                     | 足羽ふれあいセンター              | 福井市      |
|             | ゴルフヴィレッジ ウイング      | 鯖江市             |                     | あっ宝んど                   | NEW 大野市  |
|             | リオ西山               | 鯖江市             |                     | フィットネス神明                | 鯖江市      |
|             | 敦賀ゴルフガーデン          | 敦賀市             |                     | 余熱館ささおか                 | NEW あわら市 |
|             | 小浜ゴルフクラブ           | 小浜市             |                     | まるおかアクアフィットネスクラブ        | 坂井市      |
| ウッドヒルゴルフクラブ | 高浜町                | 池田町立 クライミングウォール |                     | NEW 池田町                 |          |
| バッティングセンター  | エレファンツスタジアム ビック・ワン | 福井市             |                     | ウォーターランド南条              | 南越前町     |
|             | バッティングセンター福井スタジアム  | 福井市             |                     | 美浜町総合体育館<br>(トレーニングルーム) | NEW 美浜町  |
|             | 北陸バッティング           | 福井市             | フィットネスパレア若狭         | 若狭町                     |          |
|             | 春江スポーツセンター7        | 坂井市             | フィットネスセンターアクアマリン    | おおい町                    |          |
|             | 北陸バッティングセンター武生     | 越前市             |                     |                         |          |
|             | 小浜バッティングセンター       | 小浜市             |                     |                         |          |
|             |                    |                 |                     |                         |          |

※スポーツ施設にお風呂が併設されている場合  
お風呂のみでの使用は出来ません。

### アイススケート場

| 施設名       | 所在地 | 備考                                              |
|-----------|-----|-------------------------------------------------|
| ニューサンピア敦賀 | 敦賀市 | 営業期間 ~5月6日まで<br>必ず平成31年度のリフレッシュ施設利用助成券をご使用ください。 |

※冬季のアイススケート場およびスキー場については10月号の共済だよりでご案内します。

### 【施設利用にあたっての注意点】

- ・各施設における卓球・ビリヤードなどの利用料金も助成対象とします。  
(ただし、ボウリング場等での貸靴代は原則として助成対象外です。)
- ・スポーツ施設については、口座振替となる年会費・月会費等には使用できません。  
(助成券の取扱いについては各施設にお問い合わせください。)

＜お問合せ先 健康管理課＞

# ジェネリック医薬品の利用促進にご協力ください!

ジェネリック医薬品使用割合  
現在約78%



目標値 80%!

政府は、ジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）を、2020年9月までのなるべく早い時期に80%以上とする目標値を定めています。

共済組合の使用割合は、現在約78%です。共済組合も保険者として目標値の達成を求められていますので、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

## ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい診査をクリアしたものが承認されています。



## どうして安い？

新薬は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

## 医療保険制度を未来につなげる

少子高齢化が急速に進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。ジェネリック医薬品を利用することで日本の優れた医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

※ ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



## 家庭用常備薬品を特価にて斡旋します！

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、春先から夏に向けての紫外線対策としてUVケア商品や、夏の虫除け対策商品などを取り入れた医薬品等100品目を特価にて斡旋いたします。

### 申込みの方法

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

### 申込みの際の注意

- ① 「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
- ② FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

### 代金の支払方法

商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。

### 申込締切日

2019年5月16日（木）

### 特納品(特)をご存知ですか？

健康保険の保険者等が斡旋する医薬品のうち「特納品」という商品があります。これは、市販の医薬品と成分が同じで、主に分量が違うだけのもので、薬局やドラッグストアなどの一般店頭での販売は行っていません。

斡旋品目一覧表の金額左横に(特)が付いた商品が特納品であり、市販のものとは比べてお求めやすくなっておりますので、是非ご利用ください。



<お問合せ先 健康管理課>

## 貸付事業からのお知らせ

### 貸付利率

# 年利 1.26%

(変動金利)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表 (一部抜粋)

| 貸付種類 |      | 貸付事由                                   |
|------|------|----------------------------------------|
| 普通貸付 |      | 物品の購入で臨時に必要な費用                         |
| 住宅貸付 |      | 自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用           |
| 特別貸付 | 入学貸付 | 組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の入学に要する費用      |
|      | 修学貸付 | 組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の就学に要する費用      |
|      | 結婚貸付 | 組合員または子、孫もしくは兄弟姉妹の結婚に要する費用             |
|      | 葬祭貸付 | 組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭に要する費用 |

住宅貸付の  
抵当権設定不要

返済は  
安心の給与天引

要望に応じて  
手数料なしで繰上償還

- ※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。
- ※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問い合わせください。HPでも確認いただけます。

### だんしん事業の特約保証料等が引き下げられました！

だんしん事業（団体信用生命保険事業）は、共済組合の貸付けを借り受けている方が貸付金の償還中に死亡・高度障害になった場合、残りの債務を保証する制度です。

また、債務返済支援保険制度は、だんしん事業の補完事業として、組合員が病気あるいは負傷して長期にわたり休業せざるを得ない状態になった場合、貸付返済金相当額を保険金として補填する制度です。

これらの事業に係る特約保証料および保険料が以下のとおり引き下げられました。組合員、ご家族の皆様の安心のため、貸付事業をご利用の際に、併せてご加入ください。

1. 団体信用生命保険事業の特約保証料  
貸付金残高10万円につき月額20円 → **貸付金残高10万円につき月額15円**
2. 債務返済支援保険の保険料  
返済金相当額1万円につき月額99円 → **返済金相当額1万円につき月額69円**

※ 1・2ともに平成31年4月1日から施行、適用されました。

なお、既加入者につきましては、施行日以降の特約保証料等の引き落とし時から引き下げ後の特約保証料等が適用されます。

※ 詳細については、共済組合までお問い合わせください。



# 貯金事業からのお知らせ

## 組合員貯金をご利用いただきありがとうございます!

平成31年度 (2019年度)  
**組合員貯金利率 年利 1.0%** (半年複利)  
 (税引き後0.79685%)

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

平成31年度 (2019年度) の組合員貯金利率は、現在の資産状況等を勘案した結果、年利1.0%を据え置きました。本年度においても、安定的かつ効率的な運用に努めていきます。ぜひ組合員貯金をご利用ください。

### 組合員貯金残高通知

3月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、4月中旬に所属所を通じて組合員の皆様へお届けします。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)

平成30年度下半期 (10月～3月) の入出金状況及び共済組合に登録されている「振込先」を記載していますので、ご確認ください。

### 改元に伴うお知らせ

2019年5月1日より元号が変更されることに伴い、下記様式を使用する際は、新元号へ訂正をお願いします。

#### 「組合員貯金払戻 (解約) 請求書」

訂正箇所：払戻指定日、提出日

#### 「組合員貯金加入申込書兼変更届書」

訂正箇所：積立額 給与、賞与 (6月・12月)

#### 「組合員貯金払込書 (臨時入金)」

訂正箇所：ご依頼日

(記入例) 「組合員貯金払戻 (解約) 請求書」

〇〇(新元号を記入)  
平成

### 払戻日スケジュール

払戻日は「火・水・金」曜日です。ただし祝日を除きます。払戻請求書は、**払戻日の2営業日前までに当組合必着**です。特に右記払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

(4月から6月までの払戻注意日)

| 払戻注意日    | 払戻請求書の当組合必着日 |
|----------|--------------|
| 5月7日 (火) | 4月25日 (木)    |
| 5月8日 (水) | 4月26日 (金)    |



4月29日から5月6日までの大型連休は払戻ができませんので、ご注意ください。

**大型連休前の最終の払戻日は4月26日 (金)、払戻請求書必着日は4月24日 (水) です。**

＜お問合せ先 総務企画課＞

ご相談  
ください!



子供の様子が  
おかしい

最近やる気が  
出ない...

旅行先で急な発熱。  
近くの病院は?

介護について  
聞きたい

上司との関係で悩んでいる

電話相談 「健康相談 ハローふくい 24」

Eメール相談 ハローメール相談

フリーダイヤル (ハロー みんなのふくい)  
**0120-86-3-291**

☆ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。

☆ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。

(カウンセリング年間5回まで無料)

何度でも無料で  
相談できます



Eメールでもご相談頂けます。

☆ 24時間以内に発信アドレスあて回答します。  
(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合があります。)

☆ 福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます

<http://www.fukui-kyosai.jp/>

または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

- 総合的な健康相談アドレス  
[<http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html>]  
ユーザー名「hellomail」 パスワード「soudan」
- メンタルヘルス専用アドレス  
[<http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html>]  
ユーザー名「863291」 パスワード「863291」

<お問合せ先 健康管理課>

## 保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋に予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供（第三者提供）させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

### 共済組合の取り扱う保険

- |               |                  |              |                |
|---------------|------------------|--------------|----------------|
| ア. 生活サポートプラン  | イ. 医療保障保険（医療特約）  | ウ. Wide医療    | エ. 三大疾病支援制度    |
| オ. つなぎ積立年金    | カ. 傷害総合保険        | キ. 所得補償保険    | ク. ゴルファー保険     |
| ケ. 一時払退職後終身保険 | コ. リレー定期         | サ. 退職後医療保障保険 | シ. 退職後三大疾病支援制度 |
| ス. 一時払退職後傷害保険 | セ. 団体地方公務員賠償責任保険 |              |                |

### 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部署コード、職員番号
- イ. 組合員各位の転出・転入情報
- ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

### 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

### 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

- 利用目的 団体保険契約の事務手続き
- 共済組合から保険会社等に提供される個人データ  
保険金請求時の必要書類に記載される個人データ  
(戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)
- 情報提供の手段 加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

## 個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。

なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

# 平成31年度 生活サポートプラン 所得補償保険等 4月1日スタート

## 制度内容

| 制度名称      | 給付内容                                                                                                                                                                                   | 退職後継続                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 生活サポートプラン | 死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、長期間の年金をお支払いします。                                                                                                                                                  | 69歳まで継続可能<br>※年齢は保険年齢です。<br>※退職者・再任者専用コースの取扱いは、退職年度の3月末時点で満50歳以上の方に限ります。 |
| 医療保障保険    | 病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日につき3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の口数の入院給付金をお支払いします。                                                                                                              |                                                                          |
| Wide医療    | 疾病・傷害による手術給付、七大疾病（三大疾病＋所定の生活習慣病） <small>(注)</small> による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。<br><small>(注) 三大疾病とはがん、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。</small>                   |                                                                          |
| 三大疾病支援制度  | 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、特定疾病保険金をお支払いします。<br>七大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約のそれぞれの特約を付加することで幅広く保障します。                                            | 一時払退職後傷害保険<br>(保険期間10年間)<br>※一時払退職後傷害保険と傷害総合保険とは、給付内容が異なります。             |
| 傷害総合保険    | 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任保険金や被害事故補償保険金や介護保険金等の給付もあります。                                                                                                 |                                                                          |
| 所得補償保険    | ケガ、または病気によって就業不能（治療のため入院または自宅療養）になった場合、お支払い対象となります。<br>●本人および有職の配偶者が加入できます。<br>●無事故の場合は、掛金の20%をお返しします。<br>●医師の指示による自宅療養期間も、保険のお支払い対象です。<br>●入院による就業不能は、1日目からお支払いします。<br><b>一般の15%引</b> |                                                                          |



※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

## 保険金給付事由

| 給付事由      |         | 制 度 名         |            |            |              |              |                       |      | 傷害総合<br>保険 | 所得補償<br>保険 |
|-----------|---------|---------------|------------|------------|--------------|--------------|-----------------------|------|------------|------------|
|           |         | 生活サポート<br>プラン | 医療保障<br>保険 | Wide<br>医療 | 三大疾病<br>支援制度 | 7大疾病<br>保障特約 | がん・<br>上皮内新生物<br>保障特約 |      |            |            |
| 病気の<br>場合 | 死 亡     | ○             | ○          |            | ○            |              |                       |      |            |            |
|           | 高 度 障 害 | ○             |            |            | ○            |              |                       |      |            |            |
|           | 三大疾病時   |               |            |            | ○ ※3         | ○            | ○ ※7                  |      |            |            |
|           | 4 大 疾 病 |               |            |            |              | ○ ※5         |                       |      |            |            |
|           | 上皮内新生物  |               |            |            |              |              | ○ ※6                  |      |            |            |
|           | 入 院     |               | ○          | ○ ※1       |              |              |                       |      |            | ○          |
|           | 手 術     |               |            | ○          |              |              |                       |      |            |            |
| 自 宅 療 養   |         |               |            |            |              |              |                       |      | ○          |            |
| ケガの<br>場合 | 死 亡     | ○             | ○          |            | ○            |              |                       | ○    |            |            |
|           | 高 度 障 害 | ○             |            |            | ○            |              |                       |      |            |            |
|           | 後 遺 障 害 |               |            |            |              |              |                       | ○    |            |            |
|           | 入 院     |               | ○          |            |              |              |                       | ○    | ○          |            |
|           | 通 院     |               |            |            |              |              |                       | ○    |            |            |
|           | 手 術     |               |            | ○          |              |              |                       | ○    |            |            |
|           | 自 宅 療 養 |               |            |            |              |              |                       |      |            | ○          |
| その他       |         |               | ○ ※2       |            |              |              |                       | ○ ※4 |            |            |

### ◎詳細はパンフレットをご参照ください。

- ※1：三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病、女性疾病の場合に給付します。  
 ※2：所定の要介護状態となり、その状態が90日を超えて継続した場合に介護保険金を給付します。  
 ※3：所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときに給付します。  
 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。  
 ※4：賠償責任保険金・介護保険金・携行品損害保険金の給付があります。  
 ※5：特約を付加している場合、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態になられたときに主契約保険金の5割の7大疾病保険金を給付します。「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。  
 ※6：特約を付加している場合、所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたときに主契約保険金の1割のがん・上皮内新生物保険金を給付します。  
 ※7：特約を付加している場合、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたときに主契約保険金の1割を給付します。（上皮内新生物、脳卒中、急性心筋梗塞は支払対象外）

## 請求の手順

### ①請求事由の発生



### ②事故報告書の提出

事故報告書を有限会社エル・サポート・福井までFAXしてください。

※事故報告書は、更新PR時に配布したパンフレットP38をコピーするか、各所属所の共済組合事務担当課までお申し出ください。



### ③請求書類の記入・必要書類の準備

「請求書類」が届きますので、請求内容の詳細を記入してください。また、その他の必要書類をご準備ください。



### ④請求書類・必要書類の提出

必要書類に漏れがないことを確認のうえ、有限会社エル・サポート・福井または、各所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。



### ⑤請求内容の査定、保険金・給付金のお支払い

引受会社により請求内容の査定があります。支払事由に該当された場合お支払いとなります。

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱



有限会社 エル・サポート・福井

〒910-0004 福井市宝永3丁目3番13号  
田中ビル1F

LIFE SUPPORT

TEL (0776) 28-0413  
FAX (0776) 21-9982



# 春

## GWのご予約は お早めに

越路で  
湯ったり  
旅の宿

春うらら  
桜花咲く  
この季節



### 『福井の四季の美味を贅沢に味わう』

◎和食の基本を大切に素材重視の料理を提供します。



イメージ写真



イメージ写真

皆様のお越しを  
お待ちしております。

#### 【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

| 大人   | 閑散期     | 通常期     | 繁忙期     |
|------|---------|---------|---------|
| 風コース | 9,520円  | 10,180円 | 11,370円 |
| 月コース | 10,700円 | 11,360円 | 12,550円 |
| 花コース | 11,880円 | 12,540円 | 13,730円 |

#### 【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

| 小学生    | 閑散期    | 通常期    | 繁忙期     |
|--------|--------|--------|---------|
| 小学生セット | 8,700円 | 9,230円 | 10,190円 |
| 幼児セット  | 5,960円 | 6,490円 | 7,450円  |
| 幼児     | 閑散期    | 通常期    | 繁忙期     |
| 幼児セット  | 4,680円 | 5,070円 | 5,670円  |

### 平成31年7月から料金を改定させていただきます。

3月5日に開催された第155回組合会においてご承認をいただき、各コース900円前後の値上げをさせていただきます。新料金については、共済だよりの次号でご案内いたします。

### 直営保養所利用助成券の助成額が改定されました！！

平成31年度から、直営保養所利用助成券の助成額は、越路の期別料金に合わせて次のとおり改定されました。土曜日は助成額がアップされご利用いただきやすくなりましたので、是非ご利用くださいませ。

従前の助成額

平日 4,000円

土曜日 3,000円



平成31年度からの助成額

閑散期・通常期 4,000円

繁忙期・年末年始 3,500円

※ ご予約の受付は、ご利用日の3カ月前の月の初日の午前8時からとなっております。  
(例：8月15日ご宿泊のご予約は、5月1日から受け付け開始。)  
土曜日は毎週混み合いますので、早めのご予約をお願いいたします。

☆ご予約・お問い合わせは… 福井県市町村職員共済組合保養所

TEL 0776-77-3151 FAX 0776-77-3868

ホームページ <http://www.koshiji.biz/>

# 越路